

## 令和7年度 養護教諭10年経験者研修 実施要項

- 1 目的 現職研修の一環として、個々の養護教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、養護教諭としての資質の向上を図ることを目的とする。
- 2 対象 小・中学校、義務教育学校、高等学校、支援学校の経験10年めの養護教諭
- 3 日時等

回	日時	主題	会場等
1	4月18日(金) ～ 5月8日(木)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 研修の受講に当たって 〔講義・演習〕	オンデマンド開催
2	6月5日(木) 15:00～17:00	養護教諭の職務について －保健室経営計画の作成及び保健教育を中心－ これまでの保健教育及び保健活動を振り返って 〔講義・協議〕	大阪府教育センター
	5月20日(火) ～ 7月17日(木)	救急処置のアセスメント技術の向上 〔講義〕	オンデマンド開催
3	7月18日(金) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 保健教育に果たす養護教諭の役割 〔講義・実践発表・協議〕	大阪府教育センター
4	8月5日(火) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談 〔講義・演習〕	大阪府教育センター
5	8月27日(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 －アレルギー疾患のある子どもへの対応－ 学校危機における養護教諭の役割を考える 〔講義・演習・協議〕	大阪府教育センター
6	9月17日(水) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について 〔事例検討〕	大阪府教育センター
	9月17日(水) ～ 10月14日(火)	人権教育の推進について 〔講義〕	オンデマンド開催

7	2月5日(木) 14:00~17:00	支援を必要とする子どもの医学的理解と養護教諭の役割 <b>10年経験者研修を通して</b> ー 課題研究の成果報告 ー <b>これからの養護教諭に求められるもの</b> <b>閉講式</b> [講義・協議]	大阪府教育センター
---	------------------------	--	-----------

※太字の時間帯は、通常の時間帯と異なるので注意してください。

※第2、6回は、集合開催、オンデマンド開催を両方とも受講してください。

- 4 会場 第1、2、6回 所属校等  
第2、3~7回

大阪府教育センター（大阪市住吉区苅田4丁目13番23号 電話 06-6692-1882）

Osaka Metro 御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m  
 JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m  
 近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

- 5 その他 (1) 受付は30分前から。  
 (2) 来所時には、所属名・名前の入った名札を着用すること。  
 (3) 大阪府教育センターに、自家用自動車・バイク等の駐車はできません。  
 (4) (受講決定後~当日) Plant で、事前連絡や課題等がないか確認すること。

- 6 担当室 企画室

令和7年度 養護教諭10年経験者研修 シラバス

1270

1 目的

現職研修の一環として、個々の養護教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、養護教諭としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 大阪府教員等育成指標の対象項目

OSAKA教職 スタンダード	共通の指標															職に応じた指標		
	I			II			III			IV			V			養護教諭		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	1	2	3
第4期																		
第3期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1期																		
第0期																		

3 研修の主題とねらい等

回	主題	ねらい	準備物・事前課題
1	開講式		<b>準備物</b> ・養護教諭10年経験者研修「実施要項・シラバス」 ・養護教諭10年経験者研修の手引
	10年経験者に期待すること	講義を通して、10年経験者に期待される役割について学び、自身が担うべき役割について認識を深める。	
	大阪府の教育課題について	講義を通して、大阪府の教育の現状と課題について学び、大阪府がめざす教育の方向性について理解する。	
	教職員の服務規律について	講義を通して、服務規律等について昨今の法令を基に認識を深め、教育公務員としての意識を高める。	
	学校の危機管理について	・講義、演習を通して、ミドルリーダーに求められるリスクマネジメントとクライシスマネジメントについて考え、学校が直面する危機や災害時の対応、防災教育について理解する。 ・講義を通して、食物アレルギーと色覚特性、心肺蘇生法やAEDの使用の必要性や重要性について学び、危機管理について理解を深める。	
	研修の受講に当たって	講義を通して、これまでの教員生活を振り返り、今後の教員としての在り方、心構えについて考え、教員としての使命感を高める。	
2	養護教諭の職務について ー保健室経営計画の作成及び保健教育を中心にー	講義を通して、保健室経営計画作成の必要性や学習指導要領をふまえた保健教育の進め方などについて学び、養護教諭の専門領域における職務内容について認識を深める。	<b>事前課題</b> 保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）を読んでおく。

	これまでの保健教育及び保健活動を振り返って	協議を通して、自身の保健教育及び保健活動を振り返り、教職員間、関係機関等との連携の在り方や課題解決に向けた取組みについて考え、理解を深める。	
	救急処置のアセスメント技術の向上	講義を通して、救急処置と心肺蘇生法について学ぶとともに、最新の救急医療の状況と学校管理下で起こりやすい傷病について知り、救急処置のアセスメントの具体的な方法を理解する。	
3	養護教諭が行う健康相談	講義を通して、専門的な観点から養護教諭が行う健康相談や、校内の関係教職員、校外の専門機関等との連携の在り方について学び、問題解決能力や実践力を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自校の保健室経営計画を作成し、準備する。</li> <li>・保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂（公益財団法人日本学校保健会）を読んでおく。</li> </ul>
	保健教育に果たす養護教諭の役割	実践発表を通して、性に関する指導や薬物乱用防止教育などの保健教育の進め方について学び、保健教育の実践力を高めるとともに、協議を通して、指導を進める上での校内外における連携の在り方等について理解を深める。	
4	不登校・いじめへの対応	講義を通して、不登校・いじめ事象の未然防止や初期対応、事後の子どもへのケアなどについて学び、不登校・いじめの実践的な対応について理解する。	<b>事前課題</b> 自校の「いじめ防止基本方針」を読んでおく。
	カウンセリングの考え方と学校教育相談	講義、演習を通して、児童生徒や保護者との関係づくりに生きるカウンセリングの考え方について学び、学校教育相談の役割について理解する。	
5	現代的健康課題ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー	講義、演習を通して、アレルギー疾患に関する認識を深め、緊急時に校内で連携して迅速な判断、対応ができる実践力を向上させる。	<b>事前課題</b> 学校における食物アレルギー対応ガイドライン（大阪府教育委員会）を読んでおく。
	学校危機における養護教諭の役割を考える	講義、協議を通して、学校保健安全法や指針に基づく、危機管理の定義や目的、整備する内容について認識を深めるとともに、養護教諭として果たすべき役割を意識して、今後の自らの実践に生かす。	<b>準備物</b> 自校の危機管理マニュアル（緊急時対応マニュアル）
6	人権侵害事象の対応について	人権侵害事象に関わる事例検討を通して、人権侵害事象の分析及び対応について学び、人権が尊重された学校づくりにおける、自身の役割について理解を深める。	

	人権教育の推進について	講義を通して、人権教育に関する法律や条例、調査結果等から、大阪府における人権教育の現状と課題について認識を深め、教育活動全般を通じて人権教育を推進していくことを理解する。	
7	支援を必要とする子どもの医学的理解と養護教諭の役割	講義を通して、発達障がいや精神障がいなどの精神保健について、医学的側面から専門的な知識を学び、関係機関や他の教職員と連携した効果的な子どもへの支援の在り方について理解する。	<b>事前課題</b> 協議用レポートを作成し、準備する。 ※第3回にて詳細連絡
	10年経験者研修を通して —課題研究の成果報告—	協議を通して、養護教諭として取り組んだ1年間の課題研究をまとめるとともに、これからの自らの取り組みや職務について考えを深め、実践力を向上させる。	
	これからの養護教諭に求められるもの	講義を通して、養護教諭として、また、ミドルリーダーとして求められる力について考え、今後の実践に生かす。	
	閉講式		

## 4 OSAKA教職スタンダードとの関わり

求められる資質・能力		第2期	研修回
		第3期	
I	1 人権尊重の精神	学校の人権教育推進のために行動できる	6
		学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員を指導できる	6
	2 危機管理能力	学校安全のために組織的な行動ができる	1、2、5
		学校における危機管理体制を点検し、改善できる	1、2、5
	3 学び続ける力	幅広い専門性を高めることができる	1、2、3、5、7
		最新情報を収集し、実践を発信できる	1、2、3、5、7
II	4 課題解決能力	学年〔学校〕の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、2、3、5、6、7
		学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる	1、2、3、5、6、7
	5 法令遵守の態度	法令への深い理解を持っている	1、2
		法令遵守の精神を教職員に助言できる	1、2
	6 事務能力	効率的に処理ができる	1
		他の教職員と協力し効率的に処理できる	1
III	7 協働して取り組むことができる力	チーム力を高めることができる	2、3、5、7
		組織力を高めることができる	2、3、5、7
	8 ネットワークを構築する力	課題を解決するためのネットワークを構築できる	2、3、5、7
		組織力を高めるためのネットワークを構築できる	2、3、5、7
	9 マネジメントする力	学校教育目標に基づき、学級経営等を行うことができる	2、3、7
		学校教育目標に基づき、学校の計画を作成・実行できる	2、3、7
IV	10 授業を構想する力	創意工夫をした学習指導案を作成することができる	3
		他の教員に授業の構想について助言ができる	3
	11 授業を展開する力	子どもの実態に応じた授業展開ができる	3
		授業展開について助言ができる	3
	12 授業を評価する力	授業改善を推進する	3
		授業評価力を身に付けている	3
V	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力	子どもどうしのコミュニケーションを促進できる	2、3、4、5、6
		子ども対応のロールモデルとなる	2、3、4、5、6
	14 子どもの集団づくりを指導できる力	組織的な対応の中心となることができる	2、3、4、5、6、7
		組織的な指導体制を機能させることができる	2、3、4、5、6、7
	15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力	学年全体の実態把握ができる	2、3、4、5、6、7
		学校全体の実態把握ができる	2、3、4、5、6、7
専門領域【養護教諭】	1 学校保健活動の推進	健康課題に適切に対処するため、積極的に連携をすることができる	2、3、4、7
		学校教育目標の実現に向けて工夫改善し、教職員の支援を行うことができる	2、3、4、7
	2 学校保健に関わる危機管理	学校保健に関わる危機管理体制の充実を図ることができる	2、3、4、5、7
		学校保健に関わる危機管理体制において指導的役割を果たすことができる	2、3、4、5、7
	3 健康管理及び健康相談	心身の健康課題について、教職員に周知し、共通理解を図ることができる	2、3、4、6、7
		組織的な支援体制の充実を図ることができる	2、3、4、6、7